**公 民 館 に お け る 社 会 教 育 関 係 団 体 の**

**望 ま し い あ り 方 に つ い て**

 　　　 船橋市教育委員会

**１．社会教育関係団体の活動の目的として、次のような内容が望ましいと考えます。**

・教育的目標を持ち、会員の資質の向上と生活の充実をめざすような内容。

 ・地域社会の向上発展に寄与するような内容。

 ・公民館と密接な連携を保ち、社会教育活動及び公民館活動の促進に務めるような内容。

 ・社会教育の学習形態は指導者による学習だけでなく、相互学習も必要です。自らを、また、相互に高め合うような教育的目標をもって活動するよう心がけてください。

 その成果を発表の場を設け、団体を知ってもらうことも大切です。

**２．会員は、グループ活動の目的が免許・資格にとらわれず、会員個人の資質の向上とともに、その活動を媒介として、仲間づくりと地域住民の連帯感を高めるように務めましょう。**

 ・会員は、原則として市内在住・在勤又は在学するもので構成します。

 ・会員の入会・脱会は、自由とし常に公開平等の民主的運営を行うようにしましょう。

 ・会員の総意に基づいて、会の運営を行うようにしましょう。

 ・会員はグループの一員であるであることを自覚し、塾又はカルチャーセンターに準ずるような活動や運営にならないように務めて下さい。

**３．代表者は、会員の総意で選出しましょう。**

 ・団体の事務所所在地は、必ず市内において下さい。

 ・代表者は、公民館・会員・指導者のパイプ的役割を果たすよう務めましょう。

 ・代表者は、グループの運営を円滑にするため会員の総意をまとめるよう務めて下さい。

**４．指導者（講師）は、グループ活動の目的を理解し、ボランティア的感覚を持ち、会員相互の仲間づくりを中心とした、健全で自主的な団体活動を支援するような人が望ましいと考えます。**

 ・指導者（講師）の選定・交代等は会員の総意により、決められなければなりません。

 ・指導者（講師）は、グループの専門的な学習事項に関して指導するもので、決してグループを代表するものではありません。

 ・指導者（講師）は、その教材によって利益を得ることなく、実費で会員に提供することを原則とします。

**５．会費等はグループの運営上必要最小限の範囲で、出来るだけ低額が望ましいと考えます。**

**６．グループの名称に、家元、宗派、指導者の名称を使用しないで下さい。**

**７．グループ・サークル活動を通して、仲間づくりを進め、併せて広く地域活動へ参加することによって、地域の向上発展に寄与するよう務めて下さい。**

**公民館におけるサークル活動と、私塾との違い**

|  |  |
| --- | --- |
| **サークル活動（社会教育活動）** | **私塾・文化教室の営業活動** |
| **会員と講師の関係** |
| ・会員の総意で講師を選定する・横の人間関係で相互学習を重視する | ・講師中心で各自が申し込む・縦の人間関係（師弟関係）となる |
| **経理** |
| ・会員の互選による会計係が会費を集め、会の運営費に充てる・経理内容を全員に公開する・講師謝金の額は、会員の総意で決め組織から払う | ・個人が直接講師（経営者）に月謝として支払う・経理は通常公開しない・講師の意志により月謝の額を決定する |
| **運営** |
| ・会員の総意で民主的に運営する・学習の成果を広く地域に還元できるよう留意して運営する・他のサークルと連帯・協調をはかる | ・講師の方針で運営する・個人の欲求充足が優先され、資格免許の所得に重点がおかれる・営利採算を重視する |
| **活動場所** |
| ・公民館等の社会教育施設を中心に自主的に活動する | ・公民館は利用できない |



**サークルが私塾化しないように**

**皆さんで協力しあって運営していきましょう！**